

# 関西学院同窓会滋賀支部規約

(名 称)

第 1 条 この会は関西学院同窓会滋賀支部(以下「支部」という)と称する。

(目 的)

第 2 条 支部は会員相互の研鑽と親睦を図り、もって母校の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 3 条 支部は前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 会員名簿の発行
- (2) 親睦会、交流会、研究会等の開催
- (3) 関西学院同窓会(以下「本部」という)の事業への参加および協力
- (4) その他必要な事業

(会 員)

第 4 条 支部は滋賀県内の地域に住所または職場を有するもので、次の各号のいずれかに該当するものをもって会員とする。

- (1) 関西学院各部を卒業した者
  - (2) 関西学院各部に在学した者または関西学院の現教職員もしくは旧教職員で幹事会において承認した者
- 2 支部は前項に定める者の他、幹事会の承認を得た者をもって会員とすることができる。

(役 員)

第 5 条 支部は次の役員を置く

- (1) 支 部 長 1 名
- (2) 副支部長 若干名
- (3) 会 計 1 名
- (4) 事務局長 1 名
- (5) 幹 事 若干名
- (6) 監 査 2 名

2 前項各号に規定する役員はそれぞれ他の役員と兼任することはできない。

(役員を選出)

第 6 条 支部長は幹事会の承認を得た上、総会に諮って決定する。

- 2 副支部長、会計および事務局長は支部長が指名し、幹事会の承認を得て決定する。
- 3 幹事は会員の互選とする。
- 4 監査は幹事会で選出する。

(役員の仕事)

第 7 条 支部長は支部を代表し会務を統括する。

2 副支部長は支部長を補佐し、支部長に事故あるときはその職務を代行する。

- 3 会計は支部の会計に当たる。
- 4 事務局長は支部長の指示に基づき会務を処理し、事務局を掌理する。
- 5 幹事は支部の事業の企画立案および執行に当たる。
- 6 監査は支部の会計を監査する。

(役員任期)

第 8 条 役員任期は 3 年とする。ただし、補欠による役員任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員再任は妨げない。

(顧問)

第 9 条 支部は必要に応じて顧問を若干名置くことができる。

- 2 顧問は支部長が幹事会の承認を得て委嘱する。

(本部評議員)

第 10 条 本部の評議委員は幹事会で選出する。

(機関設置)

第 11 条 支部の運営を円滑に行うため、総会および幹事会を設ける。

(総会)

第 12 条 総会は支部長が招集しその議長となる。

- 2 総会の議決は出席者の過半数で決する。

(幹事会)

第 13 条 幹事会は支部長、副支部長、会計、事務局長および幹事をもって構成する。

- 2 幹事会は支部長が必要に応じてこれを招集し、その議長となる。
- 3 幹事会は支部の運営方針等について審議する。

(会計)

第 14 条 支部の経費は会費、寄付金その他の収入をもってこれに充てる。

(会計年度)

第 15 条 支部の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わるものとする。

(事務局)

第 16 条 支部の事務局は支部長の指定する場所に置く。

(補則)

第 17 条 この規約に定めるもの他、支部運営に関し必要な事項は支部長が定める。

附 則

この規約は平成 4 年 6 月 14 日から適用する。